



社会福祉法人等による 利用者負担軽減制度の実施

平成 25 年 4 月 1 日から、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難である方については、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人の協力で利用者負担が軽減されるようになりました。

○対象施設と介護保険サービス

生計困難者に対して、社会福祉法人の負担のもとで利用者負担の軽減を行うと申し出のあった事業所。

対象施設	対象サービス	対象となる費用
剣淵ひらなみ荘	特別養護老人ホーム	利用者負担額、食費及び居住費
	デイサービス	利用者負担額、食費
	ショートステイ	利用者負担額、食費及び滞在費
剣淵町社協訪問介護事業所	ホームヘルプ	利用者負担額

○対象となる方

世帯全員が町民税非課税の方で、次の要件のすべてを満たす方のうち、生計が困難であるとして町が認めた方。

- (1) 世帯の年間収入が次の額以下
1人世帯で 150 万円(世帯人員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算)
- (2) 預貯金等の額が次の額以下
1人世帯で 350 万円(世帯人員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算)
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有しない
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない
- (5) 介護保険料を滞納していない

○軽減割合

対象となる費用の 1/4 を軽減します。



○申請のときに必要な書類

- ・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- ・剣淵町社会福祉法人等利用者負担軽減制度に係る収入及び資産等申告書

○申請及び問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ (ふれあい健康センター内 電話 34-3955)